



連絡先	譲受人	243-4321
	代理人	231-1111

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

前橋市農業委員会長 あて

法人の場合は、
「代表取締役XXXX」まで記入

譲受人 株式会社 利根川工業
代表取締役 利根川鮎子 印

譲渡人 桃ノ木 川之助 印

上記代理人 住所 前橋市表町二丁目〇△番地3
氏名 行政書士 赤城 一郎 印

下記によって転用のため土地の「賃貸借権」を「設定」したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

申請当事者

当事者の別	氏名又は名称	住 所
譲受人	株利根川工業 代表取締役 利根川鮎子	前橋市〇〇町1522番地1
譲渡人	桃ノ木 川之助	前橋市△□町142番地

転用の目的

露天資材置場・現場事務所（一時転用）

契約の内容

(該当字句を○でかこむ)
 売 買 ・ 賃貸借 ・ 使用貸借 ・ その他 ()
 権利の設定 移転の時期 許可有り次第

許可を受けようとする土地の表示、利用状況その他

土地の所在			地番	地 目		面 積 ㎡	耕作者氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
市	町	字		登記簿	現況			
前橋市	●◎町	□△●	11-2	畑	畑	912㎡の内750㎡	同 左	調 整
		以 下	余 白				↑	

賃借権者・利用権者がいる場合
18条6項による解約が必要

*面積は必ず土地登記簿謄本のを記入のこと（農地法第56条）
 計 962㎡の内750㎡（田 ㎡ 畑 912㎡の内750㎡）

（ 備 考 ）

一時転用の期間には、農地に復元するための期間を含みます。

 一時転用できる期間の上限は、「農振農用地内は転用目的に係らず3年間」、
 「農振農用地外は住宅展示場のみ8年間、その他5年間」です。

【記載例】 5条許可 露天資材置場、一時転用

様式3-3



転 用 事 由 の 詳 細					
<p>前橋市〇〇〇課発注の◇◇□工事にともない、現場事務所と工所用資材置場用地が必要です。土地所有者より当申請地を工事終了まで貸していただける旨承諾を得られましたので、一時転用の許可申請をします。なお、許可後の当地利用に際しては、隣接地や住民に対して迷惑の無いように注意して利用いたします。工事完了後は別添復元計画書のとおり申請地を速やかに原状回復し、所有者に引き渡します。</p>					
転 用 の 時 期					
工事着手年月日	元年10月 1日	事業の操業期間又	元年 10月 1日		
工事完成年月日	2年 3月31日	は施設の利用期間	から 6ヶ月 年間		
転用目的に係る事業又は施設の概要					
	名 称	棟 数	建 築 面 積	所 要 面 積	備 考
土 地 造 成	/		/		750 m ²
建 築 物	現場事務所	1 棟	26 m ²		
小 計	/		26 m ²	750 m ²	
工 作 物	フェンス				
小 計	/				
計	/		26 m ²	750 m ²	
地下資源採取の場合	掘削深	m	採取量	m ³	
資 金 調 達 に つ い て の 計 画					
(必要経費内訳)			(調達方法)		
土地購入費(賃借料)	100,000 円	建物建築費	円	自己資金	5,970,976 円
施設費	600,000 円	土地造成費	200,000 円	◎銀行から借入	円
費	円	合 計	900,000 円	補助金	円
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
<p>東側は市道(5m)、南側は宅地、西側は畑、北側は田。申請地周囲には簡易フェンスを置き、事務所(プレハブ)は南東寄りに設置し、付近への被害の無いように注意して利用する。</p>					
<p>なお、管理棟には簡易トイレを併設予定。</p>					
関係法令の許認可申請届等手続状況					
その他参考となるべき事項					